

産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道釧路郡釧路町若葉二丁目19番地
氏名 株式会社高橋商会
代表取締役 高橋 建作

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道

許可の年月日 令和6年(2024年)7月27日
許可の有効年月日 令和11年(2029年)6月29日



1. 事業の範囲

選別(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等
破砕物に限る。))、
圧縮(金属くず(自動車等破砕物に限る。))、
破砕(廃プラスチック類)。以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コン
クリートくず及び陶磁器くずの選別施設1
設置場所 釧路郡釧路町若葉2丁目19番地
設置年月日 平成16年8月10日
処理能力 30t/日(8時間) 3.75t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コン
クリートくず及び陶磁器くずの選別施設2
設置場所 釧路郡釧路町若葉2丁目19番地
設置年月日 平成19年10月5日
処理能力 30t/日(8時間) 3.75t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コン
クリートくず及び陶磁器くずの選別施設3
設置場所 釧路郡釧路町若葉2丁目19番地
設置年月日 平成29年12月13日
処理能力 30t/日(8時間) 3.75t/時間

施設の種類 金属くずの圧縮施設
設置場所 釧路郡釧路町若葉2丁目25番1
設置年月日 平成17年1月25日
処理能力 64t/日(8時間) 8t/時間

施設の種類 廃プラスチック類の破砕施設
設置場所 釧路郡釧路町若葉2丁目25番2
設置年月日 平成17年6月3日
処理能力 4.8t/日(8時間) 0.6t/時間

施設の種類 保管場所1
設置場所 釧路郡釧路町若葉2丁目19番地
面積 750㎡
種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず
保管上限及び高さ 750㎡ 3m

施設の種類 保管場所2
設置場所 釧路郡釧路町若葉2丁目25番2
面積 128㎡
種類 廃プラスチック類
保管上限及び高さ 320㎡ 2.5m

施設の種類 保管場所3
設置場所 釧路郡釧路町若葉2丁目25番2
面積 80㎡
種類 廃プラスチック類
保管上限 200㎡

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年(2005年) 6月 9日 変更許可(破砕(廃プラスチック類)の追加。)
平成21年(2009年) 7月30日 許可の更新
平成26年(2014年) 7月 1日 許可の更新
令和元年(2019年) 7月 5日 許可の更新
令和6年(2024年) 7月27日 許可の更新

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 存・無